

伝搬障害可能性判定依頼書

令和 年 月 日

信越総合通信局長 殿

住 所

氏 名

印

次の高層建築物等について、伝搬障害可能性判定を依頼したく、別紙の図面を提出します。

1 建築主氏名又は名称及び住所	電話	番
2 工事の種別 (記載例：新築、増築)		
3 敷地の位置 (地名・地番)		
4 高層建築物等の最高部の地表高及び海拔高	地表高：	m (GL)
	海拔高：	m (SL)
5 高層部分の構造及び主要材料	構造：	
	材料：	
6 工事着手予定年月日	令和 年 月 日	
7 工事完了予定年月日	令和 年 月 日	
8 その他参考となる事項 用 途：(記載例：共同住宅) 連絡先 会 社 名： 住 所： 電話番号： 担当者名：		

注 この依頼に基づいて行われる判定は電波法第102条の5に基づく障害の発生の判定を行うものではありません。

【ご留意事項】

計画段階における障害可能性の有無については、事前の伝搬障害可能性判定依頼を行うことにより確認することができます。「伝搬障害可能性判定依頼書」に以下の図面等を添えて提出ください。

・添付図面：各1部

(1) 工事の規模が確認できる図面

・敷地付近見取図

(方位、道路及び目標となる建物を明示すること。)

・配置図

(縮尺(1/300程度)、方位(真北)及び敷地内における位置を明示すること。)

・高層部分の外形を示す立面図及び平面図

(縮尺(1/300程度)、方位(真北)、高さ及び幅を明示すること。)

(2) 工事の位置が確認できる図面又は資料

建物(又は敷地)において任意に設定する基準点位置の、世界測地系に基づく東経・北緯(小数点以下1位以上)又はX Y座標値※が確認できる図面又は資料。

縮尺1/2500白地図による場合は、原本に工事予定位置を朱書きすること。

※X Y座標 http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/sbt/faq/faq_denpan02.htm#q04
のQ4を参照)

なお、この手続きは電波法に基づいた正式な障害判定ではありません。正式な障害判定については、『高層建築物等予定工事届』を提出いただいた際に判定し通知します。